

## 議案第 7 2 号

### 瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

特別休暇に不妊治療のための休暇である「出生サポート休暇」を追加するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 2 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「出頭休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

附則第 8 項中「（昭和 2 6 年条例第 3 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第17条 略 (特別休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、出頭休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条から第21条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から7 略</p> <p>8 瑞穂町職員の給与に関する条例_____の_____の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第17条 略 (特別休暇)</p> <p>第18条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、出頭休暇_____、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、事故休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、骨髄液提供休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第19条から第21条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から7 略</p> <p>8 瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう〕略</p>